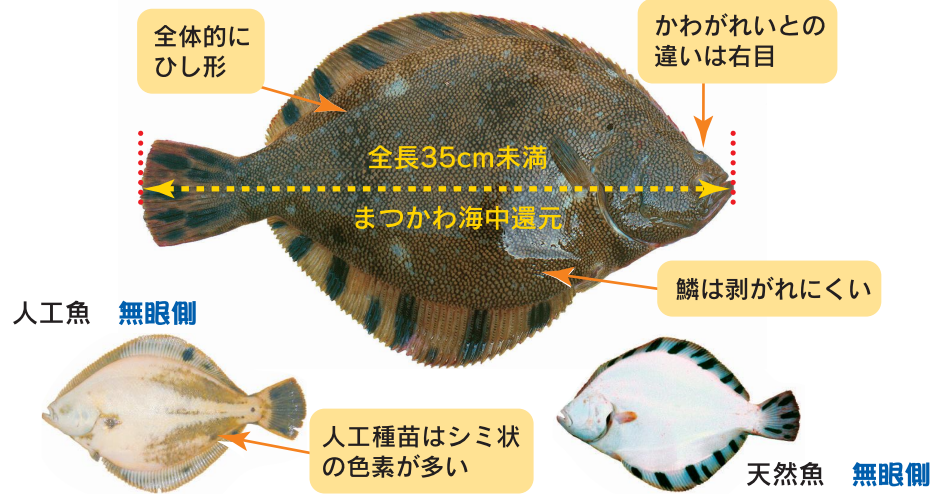


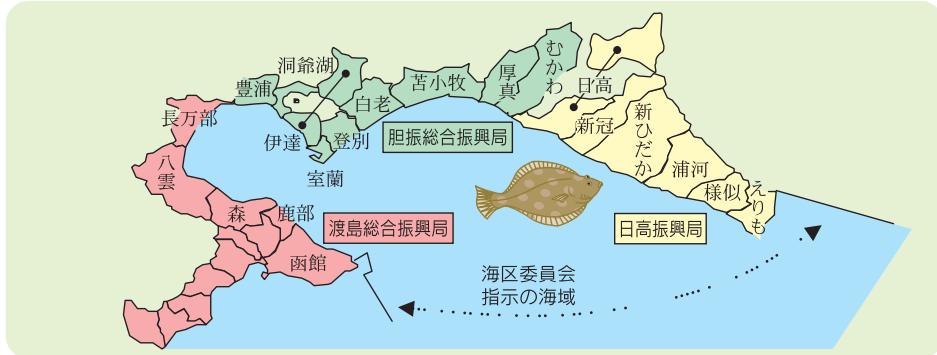
「幻の魚」まづがわを守ろう

*全長35cm未満のまづがわは海中還元！

函館市古部町～えりも町東端までの太平洋海域では、全長35cm未満のまづがわを採捕した時は、速やかに海中へ戻して下さい。



- ・函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域において、まづがわ(たかのは、たんたか、ブランド名「王鱒」)の種苗放流に取り組んでいます。
- ・この海域では資源保護のため、海区漁業調整委員会指示により、全長35cm未満のまづがわを採捕した場合は、速やかに海中に還元(リリース)しなければなりません。



ご理解
願います!

資源の増大に向けた漁業者の取組

漁業者や漁業関係機関は、水産資源の維持や増大を図り漁業生産を向上させるため、「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」に取り組んでいます。

「つくり育てる漁業」は、人為的に水産生物の種苗生産や放流、育成管理、漁場の造成や改良、養殖などを行うもので、漁業者が種苗や稚魚の生産及び放流を行う経費の一部を負担しています。

また、「資源管理型漁業」では未成魚の保護や適正な漁獲量の設定など、積極的に資源を管理しています。

【つくり育てる漁業を行っている主な魚種】

さけ・ます・ひらめ・まづがわ・にしん・ほたてがい
こんぶ・えぞばふんうに・あわび など

【資源管理協定で漁業者が規制している魚種とサイズ】

魚種	規制サイズ	対象海域
ひらめ	全長35cm未満	津軽海峡海域を含む北海道日本海海域
まづがわ	全長35cm未満	函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域
まがれい	全長18cm未満	北海道周辺の全海域
そうはち	全長18cm未満	
すけとうだら	全長34cm未満	

釣り団体に加入しよう

道内には多くの釣り団体がおり、そのうち全道的な支部組織を持つ3団体が「北海道釣り団体連合会」を組織しています。

3団体では、会員相互の親睦交流や情報交換などを行っており、新たな会員の加入をお待ちしています。

北海道釣り団体連合会

〒060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6 道新スポーツ釣り新聞編集室 内
TEL・FAX 011-223-1130

(公財) 日本釣振興会北海道地区支部

〒060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6
道新スポーツ釣り新聞編集室 内
TEL・FAX 011-223-1130

(一社) 北海道山女魚を守る会

〒063-0826 札幌市西区発寒6条8丁目3-10
TEL・FAX 011-667-2678

北海道釣り連盟

〒060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6
道新スポーツ釣り新聞編集室 内
TEL 011-200-2020 FAX 011-200-2626